

## 【月次支援金の登録確認機関】

事前確認を行う登録確認機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者等から募集しております。

### (1) 認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

### (2) 認定経営革新等支援機関に準ずる機関

- 商工会/商工会連合会
- 農協/農業協同組合/農業協同組合連合会
- 預金取扱金融機関
- 商工会議所
- 漁業協同組合/漁業協同組合連合会
- 中小企業団体中央会

### (3) 上記を除く機関又は資格を有する者等

- 税理士
- 公認会計士
- 行政書士
- 税理士法人
- 監査法人
- 行政書士法人
- 中小企業診断士
- 青色申告会連合会/青色申告会